

求職活動等ハラスメントに対する基本方針

はじめに

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」といいます。）は、求職者等の人格や人権を尊重し、公正な採用活動を行うため、役職員による求職者及びインターンシップ参加者等に対するハラスメント等の行為を防止することを目的として、本基本方針を定めました。

1. 求職活動等ハラスメントの定義

事業団が実施する採用説明会、採用試験、内定者連絡会、懇親会等の採用活動及びインターンシップ等における応募者、参加者等（以下「求職者等」といいます。）に対し、役職員が行う性的な言動及び行動、威圧的な言動、差別的な言動その他求職者等に精神的又は身体的な苦痛を与え、求職活動等の環境を害する不適切な言動又は行為をいいます。

2. 求職活動等ハラスメントに該当する行為の例

- （１）性的な内容の発言（性的な事実関係の質問、性的な内容の情報の流布）
- （２）性的な行動（性的な関係の強要、必要ない身体接触、わいせつな図画の配布）
- （３）不要な要求（他の内定先の辞退の強要）
- （４）差別的言動（出身地、思想・信条、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等の質問）
- （５）求職者等に精神的苦痛を与える言動（威圧的な言動、人格否定の発言、インターンシップ中の私的食事等への執拗な誘い）

上記行為（SNS等のオンラインを介した行為も含まれます。）は例示であり、これらに限るものではありません。

3. 求職活動等ハラスメント防止への対応

求職活動等ハラスメントを防止するため、役職員が求職者等と接する際には、以下の対応を行います。

- （１）面談時間は、９時００分から１７時４５分までとします。
- （２）面談場所は、原則として事業団施設内とします。

- (3) 実施体制は、原則として複数の役職員で対応することとし、求職活動等に必要な範囲を超えた言動及び行動がないよう注意を払います。
- (4) 求職者等との連絡は、役職員個人の電話番号及びメールアドレス等からは行いません。

4. 求職活動等ハラスメントへの取組

事業団は、求職活動等ハラスメントに対する姿勢を明確化するとともに、以下の体制を構築しています。

(1) 相談窓口の設置

事業団は、求職者等が求職活動等ハラスメントについて安心して相談できるよう相談窓口を設置しています。なお、相談に当たっては、相談者のプライバシーには十分配慮します。また、相談したことを理由として、採用選考において不利益な取扱いを行うことは、一切ありません。

【相談窓口】

日本私立学校振興・共済事業団 総務部総務課

電話：03-3813-5321（代）、03-3230-1321（代）

(2) 事実確認及び対応

求職活動等ハラスメントが発生した場合又は発生のおそれがある場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認します。事実が確認できた場合は、速やかに被害を受けた方に対する配慮のための措置を適正に行います。また、行為者に対しては、就業規則その他関係規程に基づき、厳正に対処するとともに、再発防止に向けた措置を講じます。

(3) プライバシーの保護

求職活動等ハラスメントに係る相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。

(4) 不利益取扱いの禁止

役職員が求職活動等ハラスメントに係る事実確認等に協力したことを理由として、当該役職員の解雇等の不利益な取扱いを行いません。

(5) その他

事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和8年厚生労働省告示第52号）に基づき、対応します。